

令和 3 年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づく監視指導の結果

令和 3 年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導について、次のとおり結果を取りまとめました。

1. 監視指導の実施内容

(1) 共通監視指導事項

目標監視件数を業種別に分類し、立入検査を行いました。監視件数実績は別表のとおりです。目標監視件数の合計 405 件は達成しましたが、業種別の監視件数実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監視業務が一時中止となったことから、理容所、美容所、旅館業及び住宅宿泊事業以外の業種は、目標監視件数を未達成となりました。なお、特に衛生上の改善が必要な施設に対して行われる「行政処分（改善命令、営業停止命令等）」及び「告発」を行った事例はありませんでした。

(2) 重点監視指導事項

①宿泊施設への監視指導

旅館業法に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設に対し、それぞれ 702 件、143 件監視指導を実施しました。無許可又は無届疑い施設の監視 608 件については、旅館業法違反疑いとなるため、旅館業法に基づく許可施設の監視件数として計上しています。

また、住宅宿泊事業法に基づく届出施設において、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に違反している施設は確認できませんでした。

②公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染症防止対策

公衆浴場及び旅館業の入浴施設において、それぞれ 19 件、94 件監視指導を実施しました。許可対象外となる病院等の入浴施設については、レジオネラ症患者発生施設 1 件（病院）について監視指導を実施しました。また、那覇市公衆浴場法施行条例等の一部改正が令和 3 年 7 月 1 日より施行されたため、事前に公衆浴場事業者、旅館業事業者ならびに関係団体へ周知の文書を送付しました。

③旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

旅館業等におけるトコジラミ等に関する発生事案はなく、立入りの実績はありませんでした。旅館業等における衛生管理や害虫対策については、許可申請及び届出に係る現場確認時に監視指導を実施しました。

④理容所及び美容所への監視指導

理容所及び美容所において、それぞれ 309 件、87 件監視指導を実施しました。

理容所については、営業が継続されているかについての実態調査を 291 件実施しました。うち 73 件は廃業済ということであったため、廃止届を提出するよう指導しました。美容所については、無届施設における営業事案や無資格者による施術事案があり、指導を実施しました。

⑤クリーニング所への監視指導

クリーニング所において、16 件の監視指導を実施しました。また、指定洗濯物の取扱いがあるクリーニング所については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していません。

2. 違反を発見した場合の対応

無届施設における美容所営業事案や無資格者による美容行為の施術事案があり、速やかに中止するよう書面にて指導しました。無届施設のうち、まゆ毛矯正の施術を美容師免許不要と認識して営業している施設が複数あり、美容行為は美容師の資格を持った者が行い、施設は美容所として届出する必要があることを書面にて指導しました。無届施設のうち 2 件については、後日開設届があり検査確認済証を交付しました。

また、旅館業法に基づく許可を取得せず旅館業を営んでいる疑いがある施設に対して関係者等への聞き取り調査及び現場調査等を実施しました。

改善命令等の措置及び告発等を行った事例はありませんでした。

3. 健康被害発生時の対応

美容所無届施設において健康被害発生があった通報については、速やかに現場調査を実施し、健康被害の拡大及び再発防止のため、直ちに施術を中止するよう指導しました。

また、美容行為は美容師の資格を持った者が行い、施設は美容所として届出する必要があること等を周知するため、本市 SNS を活用し「マスク生活で注目される目元のおしゃれについて」のタイトルで、まつ毛エクステンションやまゆ毛矯正について市民及び市内事業者向けに情報提供を行いました。

改善命令等の措置や事件概要の公表を行った事例はありませんでした。

4. 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 環境衛生監視員等の資質の向上

衛生監視を行う職員（環境衛生監視員）の資質向上のため、以下の研修に出席しました。

研修名	受講人数	研修内容
第 6 回保健所環境衛生監視員講座 （オンラインで開催）	1 名	・生活衛生営業六法と保健所環境衛生監視員 ・理容師法・美容師法と消毒法・衛生監視指導 ・新型コロナウイルスと換気 ・生活衛生営業六法と新型コロナウイルス対応
オフィス環監未来塾無料トライアル講座（オンラインで開催）	1 名	・指導・助言を生かすコミュニケーション・スキル入門編 ・「差がつく保健所・環境衛生監視員」入門講座

2 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の作業従事者を対象に、下記の講習会において保健所より講師を1名派遣して講義を行いました。

講習名	講義内容
清掃作業従事者研修 (集合教育：受講者 70 名)	「清掃の目的」 ～ビルの環境衛生と建築物衛生法について～

別表 令和3年度業種別監視件数実績

	全施設数(件) (R4.3.31 現在)	目標監視件数 (件)	監視件数実績 (件)
理容所	284	20	309
美容所	977	70	87
クリーニング所	439	20	16
興行場	14	5	3
旅館業	674	100	702
公衆浴場	113	20	19
水道施設、その他 ※1	1381	40	21
ビル管法関連 ※2	269	30	23
住宅宿泊事業法関連	341	100	143
合計	4492	405	1323
※1 水道施設:1,352(うち医療施設:17 件)、温泉施設:4 件、遊泳用プール:25 件 計 1,381 件			
※2 特定建築物:183 件、事業登録:86 件 計 269 件			